

技術系企業PR動画作成支援補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、福岡県の成長産業や基幹産業における人材確保を支援するため、福岡県内に本社又は主たる事業所を有する、半導体、デジタル、自動車、ものづくり分野の技術系企業が、自社の魅力や優れた技術、将来性を若者等にPRする動画を作成する際に発生する経費に対し、予算の範囲内で、技術系企業PR動画作成支援補助金（以下「補助金」という）を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- 一 「技術系企業」とは、別に定める福岡県が事務局を務める協議会等に加入している又は加入する企業であり、かつ日本標準産業分類のE製造業又はG情報通信業 39情報サービス業、40インターネット付随サービス業に該当する企業のことをいう。
- 二 「PR動画」とは、技術系企業が、将来技術者として働くことを目指す若者等に対し、自社の魅力や優れた技術、将来性を発信する動画のことをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付対象者は、福岡県内に本社又は主たる事業所を有する技術系企業又は技術系企業の代表者とする。

2 交付対象者は以下に該当しないものとする。

- 一 暴力団又は暴力団員
- 二 暴力団員が事業主又は役員であるもの
- 三 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
- 四 県税を滞納するなど法令に抵触し、助成が適当でないと認められるもの

(補助金の交付の対象)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、交付対象者が自社のPR動画を作成する事業とする。

2 この補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、交付対象者が補助事業を実施するために必要な経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとする。ただし、次の各号に掲げる経費は対象外とする

- 一 補助金交付決定日よりも前に発注、契約等をしたもの又は事業期間終了後に納品、検収等を実施したものに係る経費
- 二 消費税及び地方消費税、収入印紙代、銀行振込手数料等の諸手数料
- 三 国や県の他の補助事業の対象となる事業に係る経費

(補助率及び補助金額)

第5条 交付する補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、10万円を上限とする。算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助対象期間)

第6条 補助対象期間は、交付決定の日から当該年度の3月末日までの間の事業完了日までとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下、「申請者」という。）は、知事が別に定める期日までに次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 一 交付申請書（様式第1号）
- 二 事業計画書（様式第2号）
- 三 申請者概要書（様式第3号）
- 四 役員名簿（様式第4号）
- 五 納税証明書
- 六 補助対象経費の根拠資料（見積書、委託契約書、領収書等）
- 七 その他知事が必要と認めるもの

2 この補助金に係る消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に2分の1を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

(交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付決定を行い、交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第9条 前条第1項に基づく交付決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(交付決定の内容等の変更)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業効率の低下をもたらさない補助事業実施計画の細部の変更をするときは、この限りではない。

- 一 補助対象経費を増額するとき
- 二 補助対象経費を20%以上減額するとき

2 知事は、前項に定める承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行状況及び収支の状況について、知事から要求があったときは速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む）したときは、その完了した日から20日以内又は交付決定に係る県の会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第8号）に成果物を添えて知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、補助事業者から実績報告書を受けたときは、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第15条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第16条 知事は、第11条の中止又は廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 この要綱に違反したとき。
- 二 知事が提出を求める書類等を期限内に提出しないなど、補助事業に関して、怠慢と認められる行為を行ったとき。
- 三 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき、又は交付決定の内容やこれに付された条件に違反したとき。
- 四 補助事業や提出書類等に虚偽その他不正の行為があったとき。

2 前項の規定は、第14条の規定に基づく額の確定があった後においても適用する。

3 知事は、第1項の取り消しをした場合において、既に当該取消しにかかる部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

(補助金の返還期限)

第17条 規則第17条第1項及び第2項に規定する返還の期限は、当該返還命令の日から20日以内とする。

(補助金の経理)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る経理の収支を明らかにするために、これに関する帳簿及び証拠書類その他補助事業の実施に関する必要な書類を整備し、補助期間が終了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(帳簿書類の検査等)

第19条 知事は、必要に応じて補助事業者に報告を求め、補助事業に係る帳簿及び証拠書類その他補助事業の実施に関する必要な書類や物件を検査できるものとする。

(知的財産)

第20条 補助事業に関連する知的財産については、補助事業者の責任において適切に管理しなければならない。

2 補助事業により作成された著作物に係る著作権に関し、第三者の著作権を侵害するものとして、第三者との間で紛争が生じた場合は、補助事業者は、その責任においてこれを処理し、解決しなければならない。

(財産の管理)

第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業が完了した後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

2 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(財産の処分の制限)

第22条 取得財産等のうち、規則第20条の規定による知事が定める処分を制限する財産は、取得価値又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

2 補助事業者は、知事が別に定める期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ取得財産等の処分承認申請書（様式第9号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度から令和7年度までの補助金について適用する。